

## 入札保証金について

### 1 入札保証金について

競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、下記（7）により入札保証金を免除される場合を除いて、指定する期日までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「機構」という。）に納付又は提出しなければならない。

#### （1）入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

##### 【算式】

見積もった契約希望金額（税込）×0.05以上

なお、単価契約においては、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を見積もった契約希望金額とする。

#### （2）入札保証金の納付

競争入札参加者等が入札保証金を納付する場合は、機構が発行する「払込書兼領収書」により、入札保証金相当額（上記（1）の額）を機構の取引金融機関において払い込むものとする。

その後、当該「払込書兼領収書」の写しを入札書の提出期限までに本件入札を執行する担当窓口に郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）又は電子メール（電話により受信確認を行うこと。）で提出すること（提出期限内必着）。

#### （3）入札保証金に代える担保の提出

競争入札参加者等は、上記（1）の入札保証金に代える担保を提出する場合は、下表のうち該当する担保を入札書の提出期限までに本件入札を執行する担当窓口に持参又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）で提出すること。（提出期限内必着）

なお、預かり時には当該担保と引換えに「預り証」を交付するものとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

#### （4）入札保証金等の還付

入札終了後、機構は、入札保証金等を納付又は提出した非落札者に対して、次とおり当該入札保証金等を還付するものとする。

ア 機構が発行した「払込書兼領収書」を使用して納付した場合には、当該「払込書兼領収書」の写しを添付した「還付請求書」（該当者には機構から請求書様式を交付する。）の提出を受けて口座振込により還付する。

イ 契約保証金に代える担保を提出した場合には、提出時に交付した「預り証」に領収の旨を付記するとともに記名押印したものの提出を受けて還付する。

（5）落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属

契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは、機構に帰属する。

（6）契約保証金への充当

落札者に係る入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

（7）入札保証金の免除

次に掲げる場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第6条の規定に基づき、機構は入札保証金の納付を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ 契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度を含めて過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者で、過去において契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

一般競争入札（事後審査型）入札参加申請書の提出期限までに本件入札を執行する担当窓口へ、ア又はイの場合には当該保険証書等を持参又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）で、ウの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するものを郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）又は電子メール（電話により受信確認を行うこと。）で提出すること（提出期限内必着）。

【ウに該当する場合の留意点】

- 提出する契約書の写しから、契約の種類を表す部分（物品名等）及び契約の規模を表す部分（数量、契約金額等）は抹消しないこと。
- 履行を証明するものとして、①完了検査結果通知書等の写し又は②代金を受領した預金通帳等の写しを添付すること。

【エに該当する場合の留意点】

- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター又は埼玉県立精神医療センターの履行実績を用いるときは、契約書の写し及び履行を証明する書類の提出は要さず、様式第3号に履行実績を記入すること。